

過誤申立手続きについて

国保連合会の審査決定済みの請求に誤りがあることが判明した場合、サービス提供事業者は保険者に対して過誤申立を行うことにより、給付実績の取り下げを行う必要があります。

提出締切

毎月末 必着（月末が土曜日、日曜日、祝日となる場合は、直前の平日を締め切りとします。）

※申立件数が 100 件を超える場合は、事前に電話連絡（0855-25-1520）をいただいたうえで 5 日を締め切りとします。

提出方法

過誤申立書は窓口に持参又は、郵送してください。（FAXは不可とします。）

提出先

〒697-8501

浜田市殿町 1 番地 浜田市役所北分庁舎内
浜田地区広域行政組合介護保険課

注意事項

- ・介護給付費分、総合事業支給費分について、過誤申立様式が別となっていますので、様式を分けて提出してください。
- ・過誤申立ができるのは審査決定が終了した請求のみです。請求審査中のものは受けられませんので、審査決定後に過誤申立してください。
例：平成 29 年 4 月提供分を 5 月 10 に請求したが、5 月 15 日に請求の誤りに気付いたような場合、5 月中は審査決定が終了していないため、過誤申立は 6 月に行う。
- ・請求が「返戻」となったものは審査決定が終了していないため、過誤申立は不要です。再請求手続きのみを行ってください。
- ・再請求は、過誤申立を提出した月の翌月 10 日までに行ってください。（取り下げ分と相殺調整される同月過誤の扱いとなります。）